

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

暴力行為等相談窓口設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）における暴力行為等に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）に関して定めることを目的とする。

(体制)

第2条 相談窓口は、本協会ガバナンス委員会の下に置く。

(対象の行為)

第3条 相談窓口は、倫理規程第2条第1項に定める者が行った暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為（以下「暴力行為等」という。）を対象とする。

(相談窓口を利用できる者の範囲)

第4条 相談窓口を利用できる者は、倫理規程第2条第1項に定める者及びその親権者に限る。

(利用方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、本協会のウェブサイト上に設ける「暴力行為等相談窓口フォーム」に入力し送信する方法によるものとする。

(対応手順)

第6条 相談窓口は、第4条に定める者から暴力行為等につき第5条の規定に従って相談を受けたときは、相談者から事案の内容について聴取する。

2 相談窓口は、前項の聴取に基づき、事実調査の必要があると思料した場合は、裁定審査会に事実調査を付託するものとする。

3 前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、相談に対応することを要しないものとする。

(1) 私怨に基づく相談、誹謗中傷を目的とする相談など、対応の必要がない合理的な理由があるとき

(2) 相談者の氏名や連絡先等が確保できないなど前項までの業務が困難であるとき

(3) その他前各号のいずれかに定める場合と同等の正当な理由があるとき

(情報の保護)

第 7 条 本協会、ガバナンス委員会、ガバナンス委員会委員、裁定審査会、裁定審査会委員、相談窓口及びその他本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口に寄せられた相談に係る事実（相談者及び被害者の氏名や属性等個人を特定し得る情報を含む。）を秘密として保持し、正当な理由無く他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 8 条 本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

(結果の開示)

第 9 条 本協会は、相談について必要な対応を講じた場合、被害者又はその親権者からの請求に応じて、その対応の内容を開示する。

2 前項に定める者以外からの開示請求についても、正当な理由が認められる場合は、本協会是对応の内容を開示することができる。

(補 則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、本協会倫理規程委員会において定める。

付 則

この規程は、平成 28 年 8 月 27 日から施行する。

平成 30 年 3 月 3 日 一部改定